

議案第 1 1 4 号

京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について

京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）により、租税特別措置法の一部が改正され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(平成19年京丹後市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)を「各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(平成19年京丹後市条例第13号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 平成19年3月29日 条例第13号</p> <p>京丹後市税外収入金、滞納金督促条例(平成16年京丹後市条例第89号)の全部を改正する。</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>9 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、<u>各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 平成19年3月29日 条例第13号</p> <p>京丹後市税外収入金、滞納金督促条例(平成16年京丹後市条例第89号)の全部を改正する。</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>9 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、<u>各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>改正後の京丹後市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>